

NPO 法人 北海道勤労者安全衛生センター

HP: <http://www.hokkaido-osh.org/index.html>**NEW 「カスタマーハラスメントのアンケート調査」 始まりました 4/6(日)まで実施****24 日(月)の午前 9 時で 300 人からの回答 勤労者安全衛生センター カスハラサイト URL から**<https://e-union.net/kasuhara2024/>

アンケート調査に参加することができます。この間、会員組織の皆さんには、チラシ配布や機関誌・広報誌などでの周知をしていただきました。チラシの配布枚数は、8 万枚を超えます。アンケートに答えていただいた方には、もう一人二人、家族・友人へのアンケート調査のお知らせをしていただくと幸いです。アンケートの質問項目は、ストレス強度を調べるため、日常のメンタルヘルスのチェックもあります。被害の有無にかかわらず、ご協力をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします

す。また、このアンケートをきっかけに研修会を開催してはいかがでしょうか。すでに、3 件ほどの依頼が当センターに来ています。講師派遣は会員組織では無料となっています。一般の企業・団体の方も無料ですが、当センターに年額 1 万円の会費で会員になることができ、労災防止情報、この安全衛生情報【メールマガジン】が配信され、いろいろな情報を得ることができます。是非、ご検討をお願いいたします。

**NEW カスタマーハラスメント対策推進は 4 割 経団連調査 相談窓口設置が 7 割**

顧客・取引先などからのハラスメント対策に積極的に取り組んでいる企業は 4 割との結果が経団連のアンケート調査で分かりました。「従業員への相談窓口の設置が 7 割を超えています。顧問弁護士や警察などとの連携、カスハラ発生時の社内体制構築も 6 割程度となっています。政府への要望として、カスハラに関する法制面の整備や、カスハラの定義と判断基準の明確化などを求める声が寄せられています。

近年、カスハラをめぐっては、被害の増加や労働者を守る仕組みが整備されていない現状にあることから、厚生労働省が労災認定の基準への追加、企業に雇用管理措置義務を課す新たな法案提出など法的な枠組みの見直しを進めているところです。こうした中、経団連は会員企業にカスタマーハラスメント調査を実施したところ、43.2 パーセントの企業が積極的に対策を進めていることがわかりましたが、「特に対応していない」27.5 パーセント、「対策が必要だと認識しておらず、特に対応していない」が 22.1 パーセントと半数近くが対策できていないことも課題としています。防止対策としては、「相談窓口設置」73.3 パーセントと最多で、「社内向け対応マニュアル作成」61.7 パーセント、「顧問弁護士、警察との連携」60.0 パーセントとなっており、政府への要望として、法制面の整備のほか、「BtoB 型カスハラの事例や判断基準も必要」などの意見もあがっています。経団連会員企業は大手上場企業です。対策推進は、労働者保護の観点からあらゆる規模の企業・団体、そして地

経団連について 経団連とは

経団連は、日本の代表的な企業1,542社、製造業やサービス業等の主要な業種別全国団体106団体、地方別経済団体47団体などから構成されています（2024年4月1日現在）。

その使命は、総合経済団体として、企業と企業を支える個人や地域の活力を引き出し、日本経済の自律的な発展と国民生活の向上に寄与することにあります。

このために、経済界が直面する内外の広範な重要課題について、経済界の意見を取りまとめ、着実かつ迅速な実現を働きかけています。同時に、政治、行政、労働組合、市民を含む幅広いステークホルダーとの対話を進めています。さらに、会員企業に対し「企業行動憲章」の遵守を働きかけ、企業への信頼の確立に努めるとともに、各国の政府・経済団体ならびに国際機関との対話を通じて、国際的な問題の解決と諸外国との経済関係の緊密化を図っています。

方公共団体においても必要な状況となっているので、北海道においても条例施行をチャンスととらえて対策が加速されることを期待しています。

NEW カスハラ対策で UA ゼンセン北海道支部が連合北海道に要請 当センターも参加

UA ゼンセン北海道支部(奈良 靖支部長)が3月19日(木)に連合北海道を訪れ、介護訪問事業におけるハラスメント被害防止のための対策強化を連合北海道の政策提言等を活用して、道や国に要望してほしい具体的内容を説明しました。連合北海道からは4人が出席し、当センターからは木下事務局長、斉藤特別講師も同席させていただき、カスハラ対策の必要な観点を伺うことができました。

訪問介護では、介護職員が利用者・家族からハラスメントを受けても黙認してしまう実態が深刻となっていることから、「離職防止」「安心して働ける職場環境の充実」の観点で、他県で実施されている「介護訪問における複数訪問費用への補助事業」を北海道においても導入・実施すべきとの説明がありました。国の地域医療介護総合確保基金を活用して、利用者の暴力行為等に対応するため複数訪問の費用補助を実施し、セーフティーネット体制の構築と「求職者増加の可能性」として道や国に働きかけていくべきとの内容でした。その中で、事業者側は、「人手不足だから2人は出せない」という実態が多いこと、採用面接で入社希望者から「カスハラ対策はあるのか!？」と逆に質問された、などの深刻な実態も奈良支部長から報告されました。当センターとしても、条例施行後のとりくみの一環としてとらえ、実施しているカスタマーハラスメントアンケート調査の実態を明らかにして、医療介護現場の実効あるカスハラ対策の調査・研究を進めていくことの必要性を受け止めることができました。

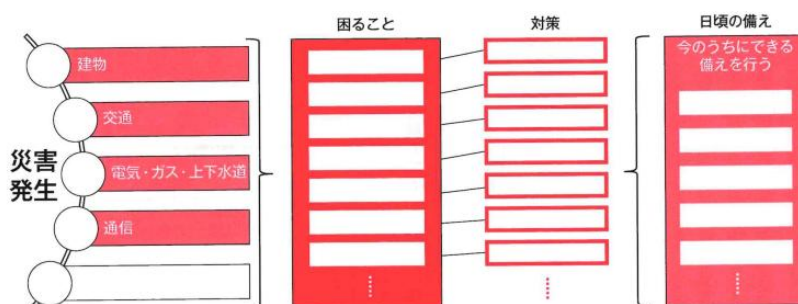
NEW 地震への備えは大丈夫ですか? 東日本大震災や能登半島地震 職場の防災は?

今こそ 地震に備える! 見直しをしてみませんか

東日本大震災の発災から、3月で14年目を迎えました。昨年は能登半島地震、今年になってからは岩手県大船渡市の大規模な山林火災など全国各地で様々な自然災害が発生しています。亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。これまでの災害が私たち、特に職場での教訓について今回は記事にします。自然災害の発生はいつ発生するかわからないものです。阪神淡路大震災は、午前5時46分、東日本大震災は午後2時46分に発生しています。発生時に命を守り、つなぐ備えは非常に重要となります。皆さんが職場の中で一番多く過ごす場所で回りを見渡してみてください。職場を安全な空間にすることは、労働災害を防ぐこととともに非常に大切なことです。勤務時間中・通勤中に地震が発生した場合、事業場に自ら参集する基準や従業員の安否確認・報告の方法を規定する必要もあります。あらためて、平常時に「今のうちに行えること」を確認し、①災害時の被害をイメージする、②災害リスクをハザードマップなどで俯瞰する、③災害時の非常持ち出し品を確認する、④職場を安心・安全な空間にしておく、⑤いざという時の行動を考えておく、などの対策を経営者は社員・職員とともに組織的に対策を講じていくことが大切です。

職場の防災・減災を考えるためにも、自分の業務において何から始めれば良いか、困りそうなことは何か、そしてその対策は何かをシュミレーションして、職場で話し合い、共有することで役立つものにすることができるとされています。計画書があっても「ただの紙切れ」とな

ってしまいます。個人ができるチェックリストを紹介します。地震をはじめとする自然災害に対応するためには、何か一つでも日ごろの備えとして考え、ぜひ実行してみてもいいでしょうか。



NEW 「60 歳新入社員」⑧ 年上部下とのコミュニケーション 職場研修で「昔は良かった」の回想話

「前職上司」が「定年制の廃止」による「雇用延長組」となった場合のコミュニケーションスキルについて、今回も、「年上の部下」の方の「OJT(オン・ザ・ジョブ・トレーニング)」の場面でコミュニケーションスキルとしてグループ討議の場面を想定して、配慮が必要なことをお伝えします。

よく行われるのが、アイスブレーキングというもので、討議を円滑にするために「3 分スピーチ」などとして自己紹介や職場への期待などを一人ひとりでスピーチする場面を設定します。ここで、「脱線」が 60 歳新入社員では起こりがちです。「昔はよかった話」「昔はこんな役職に就いていて、部下は何人いた」などという脱線・回想が延々と続いてしまうことがあります。話している人は気分上々、次の人もまた「昔の栄光を振り返る自慢話」が典型です。このような場合に絶対にしてはいけないことがあるそうです。「なんで違う話をしているのですか！」です。本人はズレているとは思っていないのです。プライドが高く、人前で注意されることを若手社員以上に嫌います。頭ごなしではなく、一言付け加えて「ちょっと違うようですね、私の説明がうまく伝わらなかったですね。申し訳ありません」として、話し合いのテーマを最初から説明「戻して」、一から始めるということです。余力のある組織では、チューター制度の導入によって OJT が円滑に進むことも報告されています。メンターという似た仕組みがありますが、こちらは mentor「老賢人」先導者・指導者を意味するので、60 歳新入社員にはメンターとして活躍してほしいものです。



お知らせ 安全衛生センターの教育 DVD(レンタル料無料) 北海道安全衛生センター所有 DVD 一覧(PDF)

申込は safety@rengo-hokkaido.gr.jp

会員組織でなくてもお貸します

企業・団体での研修会講師の依頼・相談も当センターへ

■ 中 | 災 | 防 | 技 | 術 | 支 | 援 | 部 | 情 | 報 |

令和 6 年度の研修・セミナーの開催日程もホームページに掲載しています。

詳しくは、各研修等のページをどうぞご確認ください。

<https://www.jisha.or.jp/seminar/oshms/index.html>

<安全衛生団体>

■ 中央労働災害防止協会 <http://www.jisha.or.jp/>

■ 厚生労働省ホームページ https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40277.html に掲載。

■ 北海道安全衛生サービスセンター <http://www.jisha.or.jp/hokkaido/>

■ 安全衛生情報センター <http://www.jaish.gr.jp/index.html>

■ 労働科学研究所 <http://www.isl.or.jp/>

■ 労働者健康安全機構 <https://www.johas.go.jp/>

■ 労働安全衛生総合研究所 <https://www.jniosh.johas.go.jp/>

■ 北海道産業保健総合支援センター（産保センター） <http://www.hokkaidos.johas.go.jp/>

■ 職場のあんぜんサイト (mhlw.go.jp)

■ 労働調査会 <https://www.chosakai.co.jp/>

■ 日本産業カウンセラー協会北海道支部

一般社団法人日本産業カウンセラー協会北海道支部 (counselor.or.jp)

【必見】「2024 年度 働く人の悩み相談室」開設中！しております。詳しくは[こちら](#)から お申込み・お問い合わせは下記までご連絡下さい。▼ご予約は電話：011-209-7000（平日 9 時～17 時 ※土日祝日はお休み）メール：sapporo@counselor.or.jp（当日をご希望の方はお電話での受付になります。）

○ 個人の方へ | カウンセリングのご相談 | 一般社団法人日本産業カウンセラー協会 北海道支部 (counselor.or.jp)

○ 日本産業カウンセラー協会 <http://www.counselor.or.jp/>

<行政>

■ 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/>

■ 厚生労働省 北海道労働局 <https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/>

■ 北海道 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/>

■ こころの耳（メンタル専用サイト） <http://kokoro.mhlw.go.jp/>

「事例紹介」に検索機能を追加しました。

[こころの耳 Q&A](#) | [こころの耳：働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト \(mhlw.go.jp\)](#)

■ パワハラポータルサイト「明るい職場応援団」 <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

■ アスベスト情報 <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/sekimen/index.html>

■ 独法 労働政策研究・研修機構（JIL） <https://www.jil.go.jp/>

■ いじめ・メンタルヘルス労働者支援センター（IMC） <http://ijimemental.web.fc2.com/index.html>

<おすすめHP>

- [ガン情報](#) [がん対策情報センターについて](#)
- [がんと仕事のQ & A](#)
- 過労死防止学会 <http://www.jskr.net/>
- 全国過労死を考える家族の会 <http://karoshi-kazoku.net/>
- 日本アドラー心理学会 <http://adler.cside.ne.jp/index.html>

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル 5F

事務局長理事 木下真一 TEL 011-272-8855 safety@rengo-hokkaido.gr.jp

こくみん共済 coopでは
自賠責共済を取り扱っています！

自動車損害賠償責任共済

ご契約車両を運転中に、他人にけがをさせたり、死亡させたりした場合の対人賠償事故を補償します。

自賠責共済とは？
自動車損害賠償責任共済法に基づいて、損害を被るすべての自動車（二輪車を含む）・原付自動車を使用する際に、加入が義務付けられている共済（保険）です。

死亡 最高 3,000万円
けが 最高 1,000万円
後遺障害 最高 1,000万円
※賠償限度額は、加入車両の台数により異なります。

もし、自賠責共済（保険）に加入していないと？
未加入で運行した場合は、
道路運送車両法違反で罰金です。

6ヵ月間の**免許停止**（再発防止）
※再発防止のため、6ヵ月間の免許停止となります。

1年以下の**懲役**または50万円以下の**罰金**

原付バイクをお持ちの方は特に注意！
車検制度のない原付・250cc以下のバイクは、自賠責共済（保険）の有効期間が一年間と定められています。一年一度、有効期間のご確認を！

9
月
間
間
隔
で
再
検
査
を
受
け
る
制
度
が
あ
る
の
で
注
意
を
要
し
ま
す。

※この共済は、加入車両が、自賠責共済法に定められた条件を満たしていることが前提です。

こくみん共済 北海道推進本部
〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル 5F
TEL 011-272-8855 safety@rengo-hokkaido.gr.jp

ろうきん ははたらく人なら **どなたでも** ご利用いただけます!!

「ろうきん」ってなに？
ろうきんは、預金やローンなど、はたらく人が利用しやすい商品やサービスを提供している **非営利の金融機関** です！

私も使えます！
パート・有期契約・派遣などの雇用形態の方はもちろん、生協（コープ）を利用している方もご利用いただけます。

※近くろうきんさんの窓口がない場合は、[ネットバンク](#)でもご利用いただけます。

ろうきん